

平成 24 年 1 月 31 日

各 位

株式会社 近畿大阪銀行

### 労働基準監督署からの是正勧告への対応について

平成 23 年 11 月 30 日に公表いたしましたとおり、当社は、平成 23 年 10 月 17 日に大阪中央労働基準監督署より当社における次長職の「管理監督者\*」としての取扱いに関して、指導および労働基準法第 37 条に規定する時間外労働等に対する割増賃金の支払いについて是正勧告を受け、社内で適切に対応を進めてまいりました。

今般、対応内容が決定いたしましたのでお知らせします。

※ 管理監督者：労働基準法第 41 条第 2 号に規定の監督若しくは管理の地位にある者で、時間外労働や休日に関する労働基準法の規定の適用から除外される労働者

#### 記

○ 是正勧告・指導に対する対応内容

##### 1 割増賃金の支払

対 象 者	平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日の期間において次長職に従事していた社員
対 象 者 数	402 名
支 払 総 額	305 百万円
支 払 時 期	平成 24 年 2 月（予定）

##### 2 管理監督者の範囲の見直し

当社における管理監督者の範囲を労働基準監督署の指導や行政通達に沿うよう見直しを行い、次長職については時間外勤務手当の対象とすることといたしました。

この見直しに伴う人事・給与制度の変更については、現在、従業員組合との協議を行っており、合意を前提として 24 年 4 月の導入予定としております。

以 上